

## 追加規定事務局案

### 協働の推進に関する規定の追加

「第 6 章市民参加と協働」中に、以下の条文を追加する。

**市長は、協働を効果的に推進するための制度の整備に努めます。**

#### 趣旨

協働の推進は、本条例の理念的には含まれており、実際、本市では、平成 24 年に安城市市民協働推進条例を施行し、協働によるまちづくりの推進に向けて取り組んでいるが、改めて、本条例の中に、市長の役割として協働を推進すべきことを定める。

#### ※協働の定義（条例 3 条 4 号）

市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。

### 協働の推進に関する規定に関して 他条例の状況（安城市自治基本条例に定め無し）

「市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。」（豊田市）

「市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。」（みよし市）

「市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。」（一宮市）

「行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。」（高浜市）

「行政は、市民の意見を反映し効果的に市政を運営するために、市政における政策の形成、執行及び評価の過程において、市民と協働する機会を整備するよう努めなければならない。」（碧南市）